

第 3 回 定 期 総 会 議 事 録	
1、日 時	平成 30 年 3 月 30 日 (金)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	1 番橋本(省)委員、2 番高倉委員、3 番坪根委員、4 番義経委員、5 番植山委員、6 番田畑委員、7 番中原委員、8 番石川委員、9 番田上委員、10 番小野委員、11 番門脇委員、12 番百留委員、13 番玉麻委員、14 番長尾委員、15 番村上委員、最適化推進員 8 名
4、欠席委員	なし
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 30 分 開会を宣する。
8、署名委員	4 番義経委員、11 番門脇委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 15 名中 14 名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
百留副会長	おはようございます。 (会長所要で遅れるため副会長あいさつ)
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、4 番義経委員、11 番門脇委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について 1 番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	それでは議題に入らせていただきます。 1 番 議案朗読

議 長	議第1号 農地法第18条第6項の規定の1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番 (橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は来月5条申請をする予定です。
議 長	1番について橋本委員の調査報告のとおりです。ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の1番は許可と致します。 続きまして2番入る前に議事参与により、尾家推進委員退室をお願いします。 では事務局お願いします。
事務局(成重)	2番議案朗読
議 長	2番について石川委員に調査報告をお願いします。
8番 (石川)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は5条申請ということです。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	2番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第1号の2番は許可と致します。 では、尾家推進委員入室をお願いします。 続きまして3番について事務局お願いします。
事務局(成重)	3番議案朗読
議 長	3番について8番石川委員に調査報告をお願いします。

8 番 (石川)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は自作をすることとなっています。問題等はないと思いますので、審議の程お願い致します。
議 長	3 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 3 番は許可と致します。続きまして 4 番、5 番について事務局お願いします。
事務局(川上)	4 番、5 番を議案朗読
議 長	4 番、5 番について小野委員に調査報告をお願いします。
10 番(小野)	4 番、5 番について貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後、4 番は自作、5 番は利用権の設定を行う予定です。審議の程お願い致します。
議 長	4 番、5 番について小野委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 4 番、5 番については許可と致します。続きまして 6 番について事務局お願いします。
事務局 (川上)	6 番を議案朗読
議 長	6 番について門脇委員に調査報告をお願いします。
11 番(門脇)	6 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権の設定を行う予定です。審議の程お願い致します

議 長	6 番について門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 6 番については許可と致します。続きまして 7 番から 11 番について事務局お願いします。
事務局 (高榎)	7 番から 11 番を議案朗読
議 長	7 番から 11 番について玉麻委員に調査報告をお願いします。
13 番(玉麻)	7 番から 11 番については貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は利用権設定を行う予定です。審議の程お願い致します
議 長	7 番から 11 番について 13 番玉麻委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 1 号の 7 番から 11 番については許可と致します。
議案審議 議第 2 号	空き家バンク付随農地について
議 長	議第 2 号 空き家バンク付随農地についてですが、事務局お願いします。
事務局 (梶原)	空き家バンク付随農地について説明。
議 長	只今説明のありました空き家バンク付随農地について事務局から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。

全委員	(異議なし)
議長	ご異議ありませんので、議第 2 号空き家バンク付随農地について承認と致します。
議長 (百留)	中原会長が来られましたので議長を交代いたします。
議案審議 議第 3 号 議長	農用地利用集積計画 (案) について 議第 3 号 農用地利用集積計画 (案) についてですが、議事参与により、百留委員、玉麻委員、武本推進委員、尾家推進委員は退室をお願いします。
議長	では議第 3 号農地利用集積計画(案)利用権設定についての説明を農政振興課担当者、説明をお願いします。
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議長	只今説明のありました平成 30 年 (3 月分) 農用地利用集積計画 (案) 利用権設定分について農政振興課の方から説明がありました。皆様、ご意見ございませんか。
2 番 (高倉)	宮永地区の農地が農地中間管理機構へ貸し付けているが農地中間管理事業の対象となるのか
農政振興課 (藤中)	宮永地区でも農振地域となっていますので対象となります。
議長	他にご意見ございませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	<p>ご意見ありませんので、議第 3 号平成 30 年（2 月分）農用地利用集積計画（案）利用権設定分については承認と致します。</p> <p>では百留委員、玉麻委員、武本推進委員、尾家推進委員入室をお願いします。</p>
議案審議 議第 4 号 議 長	<p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について</p> <p>議第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局は報告をお願いします。</p>
事務局(高倉)	1 番を朗読
議 長	議第 4 号 1 番についての調査報告を橋本委員をお願いします。
1 番(橋本)	<p>（1 番の現地について説明）</p> <p>譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われれます。審議お願い致します。</p>
議 長	議第 4 号 1 番については橋本委員の調査報告のとおりですが、質疑等はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 1 番は許可と致します。続きまして 2 番から 7 番を事務局。
事務局(高倉)	2 番から 7 番を朗読
議 長	議第 4 号 2 番から 7 番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6 番（田畑）	<p>（2 番から 7 番の現地について説明）</p> <p>それぞれの譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われれます。審議お願い致します。</p>

議 長	議第 4 号 2 番から 7 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが 質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 2 番から 7 番は許可と致します。続き まして 8.番を事務局。
事務局(梶原)	8 番を朗読
議 長	議第 4 号 8 番についての調査報告を村上委員にお願いします。
15 番(村上)	(8 番の現地について説明) 現在の所有者が高齢となり、管理できなくなったので娘婿に贈与する との事です。農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	議第 4 号 8 番については、村上委員の調査報告のとおりですが質疑等 はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので議第 4 号 8 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号	議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。
議 長	1 番事務局お願いします。
事務局 (片桐)	1 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番番についての調査報告を国分推進委員にお願いします。

<p>国分推進委員</p>	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>転用目的は事務所及び駐車場用地です。排水は事務所は公共下水道へ接続、駐車場分は隣接する水路へ放流となっています。現状ですが、始末書が添付されていますように海岸に近いめ塩水が入り稲作が不可能となり 10 年前から土を入れて雑種地となっているとの事です。以上審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番については、国分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番、3 番を事務局。</p>
<p>事務局 (片桐)</p>	<p>2 番、3 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 2 番、3 番についての調査報告を橋本推進委員をお願いします。</p>
<p>橋本推進委員</p>	<p>(2 番現地について説明)</p> <p>譲受人が企業用地として造成するということです。境界もはっきりしており問題はないと思われます。審議をお願いします。</p> <p>(3 番現地について説明)</p> <p>貸人、借人は親子であり使用貸借権を設定することとなっております。境界確認も出来ており、排水は公共下水道へ雨水は北側側溝へ放流となっています。問題はないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 2 番、3 番については、橋本推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 2 番 3 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 4 番を事務局。</p>

事務局（片桐）	4 番を朗読
議 長	議第 5 号 4 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番高倉委員	（4 番現地について説明） 転用目的は一般住宅用地であり、転用に伴う周辺への影響もなく排水計画もしっかりしているので問題ないと思いますので審議のほどよろしくおねがいます。
議 長	議第 5 号 4 番については、高倉委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 4 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 5 番を事務局。
事務局（片桐）	5 番を朗読
議 長	議第 5 号 5 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番(坪根)	（5 番現地について説明） 転用目的は一般住宅用地で所有権移転売買ということです。汚水排水は前面の公共下水道へ接続、雨水は前面側溝へ放流となっております。問題もないと思われます。審議の程よろしくお願いします。
議 長	議第 5 号 5 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 5 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 6 番、7 番を事務局。

事務局（片桐）	6 番 7 番を朗読
議 長	議第 6 号 6 番 7 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番(義経)	(6 番現地について説明)
	転用目的は一般住宅用地です。排水等の関係も特に問題ありません。審議の程お願いします。
	(7 番現地について説明)
	転用目的は一般住宅用地です。周辺に農地はなく排水等特に問題ありません。審議の程お願いします。
議 長	議第 5 号 6 番 7 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 6 番 7 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 8 番から 12 番事務局。
事務局（片桐）	8 番から 12 番を朗読
議 長	議第 5 号 8 番から 12 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番（田畑）	(8 番現地について説明)
	転用目的は一般住宅です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて南側の道路側溝へ流します。今回申請地の一部が進入路用地として以前から使用されておりますが、始末書の提出もあり反省しております。境界確認も出来ており問題ないものと思われま。審議お願い致します。
	(9 番現地について説明)
	転用目的は太陽光発電施設用地です。雨水は地下浸透及び敷地内に U 字溝を設置し南側にある水路へ放流となっております。境界確認も出来ており問題ないものと思われま。審議お願い致します。

		<p>(10 番現地について説明)</p> <p>転用目的は資材置き場及び駐車場用地であります。申請者は工務店を営んでおりますが分散した土地を借りており、効率が悪いので今回事務所に隣接した申請地を購入することとなりました。雨水は隣接している既設の側溝へ放流します。境界確認も出来ており問題ないものと思われ ます。審議お願い致します。</p> <p>(11 番現地について説明)</p> <p>申請者は運送業を営んでおり増車に伴い駐車場の増設が必要となり申請することとなりました。雨水は西側にある既設の水路へ放流します。境界確認も出来ており問題ないものと思われ ます。審議お願い致します。</p> <p>(12 番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅です。汚水・雑排水は合併浄化槽にて既存の西側の水路へ流します。雨水も同じです。境界確認も出来ており問題ないもの と思われ ます。審議お願い致します。</p>
議	長	議第 5 号 8 番から 12 番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員		(異議なし)
議	長	ご異議ありませんので、議第 5 号 8 番から 12 番は許可相当とし、県に進達致します。では次に 13 番、14 番事務局
事務局 (成重)		13 番、14 番を朗読
議	長	議第 5 号 13 番、14 番についての調査報告を尾家推進委員にお願いします。
尾家推進委員		<p>(13 番 14 番現地について説明)</p> <p>転用目的は一般住宅用地及び進入路用地です。生活排水は公共下水道、雨水は既設排水路から放流となっています。周辺への影響もありません 審議お願いします。</p>
議	長	議第 5 号 13 番から 14 番については、尾家推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 13 番から 14 番は許可相当とし、県に進達致します。
議案審議 議第 6 号	
議 長	議第 6 号 非農地証明願に関する件について。1 番～10 番まで事務局。
事務局 (片桐)	1 番～5 番を朗読
(成重)	6、7 番を朗読
(川上)	8 番を朗読
(梶原)	9,10 番を朗読
議 長	議第 6 号 1 番から 10 番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 6 号非農地証明願に関する件について、1 番～10 番を適当とし、証明を発行致します。
議案審議 議第 7 号	
議 長	議第 7 号 その他について事務局よりお願いします。
事務局 (福永)	1 : 第 4 回定期総会について 日時 平成 30 年 4 月 27 日 (金) 午前 9 時 30 分～ 場所 市役所 3 階 大会議室 2 : 農地利用最適化推進会議について 日時 平成 30 年 4 月 13 日 (金) 場所 市役所 3 階 大会議室

<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。</p> <p>議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、 1 番から 11 番については許可と致します。</p> <p>議第 2 号空き家バンク付随農地について 1 番については許可と致します。</p> <p>議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。</p> <p>議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 8 番については許可と致します。</p> <p>議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 14 番にいては許可相当として県に進達致します。</p> <p>議第 6 号非農地証明願に関する件について 1 番から 10 番については適当とし証明いたします。</p> <p>以上を持ちまして、平成 30 年第 3 回定期総会を閉会します。 （終 午前 11 時 00 分）</p>
------------	---